

事務連絡

令和3年7月1日

指定保育所等訪問支援事業所 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課事業指導支援班

保育所等訪問支援事業所における職員の兼務について

みだしについて、これまで、児童発達支援管理責任者と訪問支援員の兼務は認められないとしていましたが、この度、基準省令等を再確認した結果、令和3年7月1日以降、以下の通りの取り扱いとすることといたしましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童発達支援管理責任者と訪問支援員の兼務を可能とする。
- 2 多機能型事業所の児童発達支援管理責任者については、児童発達支援または放課後等デイサービスと、保育所等訪問支援のサービス提供時間が重複していない場合に限り、訪問支援員との兼務を可能とする。

お問い合わせ

沖縄県子ども生活福祉部

障害福祉課事業指導支援班（児童担当）

TEL 098-866-2190